

令和 3 年 7 月 26 日  
日 本 銀 行

## 日＝タイ間の 二国間通貨スワップ取極の改正

日本国財務大臣の代理人たる日本銀行とタイ中央銀行は、7月23日、締結中の第4次二国間通貨スワップ取極（BSA）を再改正し、その期限を延長した。本取極は、日本及びタイ当局が、相互に米ドルと自国通貨を交換することを、また、タイ当局が、日本円と自国通貨を交換することを可能とするものである。本取極の交換上限額は変更なく、タイが30億米ドル又は30億米ドル相当の日本円、日本が30億米ドルである。

今回の改正においては、既存の危機対応機能を補完するため、新たに危機予防機能を導入している。また、直近のチェンマイ・イニシアティブ（Chiang Mai Initiative Multilateralisation: CMIM）契約書の改訂に沿った修正が組み込まれている。

両当局は、継続的な金融協力の強化が両国における金融の安定の確保に寄与し、緊密な両国間の経済・貿易関係を支えることを期待する。